

旅客営業規則等の改定

改定日 令和6年3月1日

改定箇所一覧（変更箇所抜粋）

（赤書き：変更追記 一重線：削除）

旅客営業規則

第3条 この規則における主な用語の意義は、次のとおりとする。

(1) ～ (8) 記載省略

(9) 「乗車券類」とは、乗車券、特別急行券~~（回数特別急行券を含む）~~、特別車両券及び個室券をいう。

第13条 列車に乗車する旅客は、その乗車に有効な乗車券を購入し、これを所持しなければならない。但し、乗車券類印刷発行機のない巡回対応駅から乗車する旅客又は係員の承諾を得て乗車券を購入しないで乗車した旅客は、列車に乗車した後、直ちに相当の乗車券を購入しなければならない。この場合、列車内で乗務員等が発売することができないときは、この限りではない。

2 前項の規定によるほか、旅客が特別急行列車に乗車する場合又は特別急行列車の特別車両に乗車する場合は、次の各号の定めるところによりその乗車に有効な乗車券類を購入しこれを所持しなければならない。

(1) 特別急行列車に乗車するとき

特別急行券又は回数特別急行券

(2) 特別急行列車の特別車両に乗車するとき

イ 特別急行列車の特別車両（A）に乗車するとき

特別急行券又は回数特別急行券のほか特別車両券（A）

ロ 特別急行列車の特別車両（B）に乗車するとき

特別急行券又は回数特別急行券のほか特別車両券（B）

ハ 特別急行列車の特別車両（C）に乗車するとき

特別急行券又は回数特別急行券のほか特別車両券（C）

ニ 特別急行列車の特別車両（D）に乗車するとき

特別急行券又は回数特別急行券のほか特別車両券（D）

(3) 特別急行列車の特別車両（A）の個室に乗車するとき

特別急行券又は回数特別急行券のほか特別車両券（A）および個室券

(乗車券類の種類)

第16条 乗車券類の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券 片道乗車券
往復乗車券
- (2) 定期乗車券 通勤定期乗車券
通学定期乗車券
- (3) 回数乗車券 普通回数乗車券
時差回数乗車券 (名称「オフピークチケット」)
土・休日割引回数乗車券 (名称「サンキューチケット」)
- (4) 団体乗車券
- (5) 貸切乗車券
- (6) 特別急行券
- (7) ~~削除~~ 回数特別急行券
- (8) 特別車両券 特別車両券 (A)
特別車両券 (B)
特別車両券 (C)
特別車両券 (D)
- (9) 個室券

第18条 普通乗車券は、発売駅から有効なものに限って発売する。但し、他駅から有効となる特別急行券と同時に使用する普通乗車券にあつては、発売駅以外の駅から有効なものを発売することがある。

- 2 定期乗車券、回数乗車券、団体乗車券、貸切乗車券、特別急行券、~~回数特別急行券~~、特別急行券・特別車両券、又は個室券は発売駅以外の駅から有効なものを発売することがある。
- 3 車内において発売する乗車券類は、旅客の当該乗車に有効な普通乗車券及び旅客の乗車した列車に有効なものに限って発売する。但し、前途の列車に有効な乗車券類を発売することがある。

第19条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。但し、次の各号に掲げる乗車券類は、それぞれの定めるところによって発売する。

- (1) 普通乗車券
 - イ 特別急行券と同時に使用する場合は、第4号イに規定する日から発売する。
 - ~~ロ 回数特別急行券と同時に使用する場合は、その指定を受けた日から発~~

~~売する。~~

(2) 定期乗車券

有効期間の開始日の14日前（2週間前の同曜日）から発売する。

(3) 団体乗車券及び貸切乗車券

運送引受後であって、有効期間の開始日の21日前（3週間前の同曜日）から発売する。但し、特別急行券、又は回数特別急行券と同時に使用する場合は第1号の規定を準用する。

(4) 特別急行券、回数特別急行券、特別車両券、及び個室券

イ 特別急行券、特別車両券、及び個室券は乗車日の1か月前（前月の同日）から発売する。

~~ロ 回数特別急行券の指定は、前イと同じ日からとする。~~

2 特別急行券、特別車両券、及び個室券の発売日は、前項の規定にかかわらず別に定めることがある。

3 別に定める乗車券類の発売箇所においては、前各項の規定にかかわらず、乗車券類を別に定める発売日から発売することがある。

第20条 駅における乗車券類の発売時間は、別に定める駅を除き、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車の乗車に必要な時刻までとする。

2 前項の規定にかかわらず、定期乗車券、回数乗車券、団体乗車券、貸切乗車券、特別急行券、回数特別急行券、特別車両券、及び個室券については、その発売時間を別に定めることがある。

(回数乗車券の発売の制限)

第40条の2 第39条、第39条の2、第39条の3および第40条の規定にかかわらず、生駒鋼索線2区については回数乗車券を発売しない。

2. 第39条の規定にかかわらず、普通回数乗車券（身体障害者割引、知的障害者割引、精神障害者割引および通学用割引普通回数乗車券を除く。）は、鉄道線および西信貴鋼索線では発売しない。

3. 第39条の2の規定にかかわらず、時差回数乗車券は、鉄道線および西信貴鋼索線では発売しない。

4. 第39条の3の規定にかかわらず、土・休日割引回数乗車券は、鉄道線および西信貴鋼索線では発売しない。

第8節 ~~削除~~ 回数特別急行券の発売

~~(回数特別急行券の発売)~~

第53条 ~~削除~~社が必要と認める場合は、同一料金区間を特別急行列車で乗車する旅客に対し、当該料金区間に有効な回数特別急行券を発売することがある。

第54条 旅客運賃・料金（第11節に規定するその他の料金を除く。）の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 旅客運賃

- イ 普通旅客運賃 片道普通旅客運賃
往復普通旅客運賃
- ロ 定期旅客運賃 通勤定期旅客運賃
通学定期旅客運賃
- ハ 回数旅客運賃 普通回数旅客運賃
時差回数旅客運賃
土・休日割引回数旅客運賃

ニ 団体旅客運賃

ホ 貸切旅客運賃

(2) 特別急行料金

- イ 特別急行料金
- ロ ~~削除~~回数特別急行料金

- ### (3) 特別車両料金
- 特別車両料金(A)
 - 特別車両料金(B)
 - 特別車両料金(C)
 - 特別車両料金(D)

(4) 特別急行列車の特別車両(A)の個室を利用する場合の料金（以下「個室料金」という。）

第8節 ~~削除~~ 回数特別急行料金

~~(回数特別急行料金)~~

第88条 ~~削除~~第53条の規定により発売する回数特別急行料金は、第85条に規定する特別急行料金に利用回数を乗じ、割引した額とする。なおこの場合の割引率、割引額はそのつど定める。

(乗車券類の使用条件)

第91条 乗車券類は、乗車人員を記載したものを除き、1券片をもって1人

が、1回限り、その券面表示事項に従って使用することができる。但し、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。

- 2 特別急行券は、前項の規定によるほか、その区間に有効な乗車券と同時に使用する場合に限り、これを使用することができる。
- 3 ~~削除回数特別急行券は、個室に乗車する場合を除き、あらかじめ乗車月日・乗車駅・列車・車両・座席及び乗車区間の指定をうけ、前項に準じて使用することができる。~~
- 4 特別車両券は、特別急行券又は回数特別急行券と同時に使用する場合に限り、第2項に準じて使用することができる。
- 5 個室券は、特別急行券又は回数特別急行券及び特別車両券（A）と同時に使用する場合に限り、第2項に準じて使用することができる。
- 6 同一旅客が、同一区間に対して有効な2枚以上の同種の乗車券類を所持する場合は、当該乗車については、その1枚のみを使用することができる。
- 7 乗車券類は、乗車以外の目的で乗降場に入出場する場合には、使用することができない。

第93条 乗車券類は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

- 2 前項の規定により使用できない乗車券類を所持する旅客は、これを駅（定期乗車券・回数乗車券及び回数特別急行券にあつては、発行駅、但し、カード式回数乗車券は普通乗車券自動発売機のみによる発行駅を除く）に差出して書替えを請求することができる。
- 3 前項の規定により旅客から書替えの請求があつた場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、その不明事項が判別できるときに限って、当該乗車券類と引換えに再交付の取扱いをする。
- 4 前各項の規定は、券面表示事項又は様式の整っていない乗車券類及び裏面の磁気情報が不明又は不備のエンコード乗車券について準用する。

第4節 ~~削除回数特別急行券の効力~~

~~（回数特別急行券の効力）~~

第111条 ~~削除回数特別急行券を所持する旅客は、第91条第3項に規定する乗車月日等の指定を受け、その指定された特別急行列車に限り乗車することができる。~~

~~（回数特別急行券が無効となる場合）~~

第112条 ~~削除第110条の規定は回数特別急行券についても準用する。~~

- 第112条の2 ~~特別急行券又は回数特別急行券~~と同時に購入した特別車両券を所持する旅客は、その券面に指定された特別急行列車に限り乗車することができる。
- 2 サロン席(A)の特別急行券又は回数特別急行券及び特別車両券(A)を所持する旅客が4人又は5人(小児含む)で旅行する場合は、座席定員(6人)分の座席を使用することができる。
 - 3 サロン席(B)の特別急行券又は回数特別急行券及び特別車両券(B)を所持する旅客が3人(小児含む)で旅行する場合は、座席定員(4人)分の座席を使用することができる。
 - 4 第110条の規定は特別車両券についても準用する。

- 第112条の3 ~~特別急行券又は回数特別急行券~~と同時に購入した特別車両券(A)及び個室券を所持する旅客は、その券面に指定された特別急行列車の個室に限り乗車することができる。
- 2 特別急行列車の特別車両(A)の個室券を所持する旅客が3人(小児含む)で旅行する場合は、座席定員(4人)分の座席を使用することができる。
 - 3 第110条の規定は個室券についても準用する他、個室券と同時に使用した特別急行券又は回数特別急行券及び特別車両券(A)が第110条の規定により無効となった場合は、個室券についても無効とする。

第4節 ~~削除~~回数特別急行券の様式

~~(回数特別急行券の様式)~~

第133条 ~~削除~~回数特別急行券の様式はそのつど定める。

第3節 特別急行券、回数特別急行券、~~特別車両券~~、個室券の改札及び引渡し (特別急行券、回数特別急行券、~~特別車両券~~、個室券の改札及び引渡し)

第145条 特別急行券、回数特別急行券、~~特別車両券~~、個室券を使用する旅客は、特別急行列車に乗車する際に、その使用する特別急行券、回数特別急行券、~~特別車両券~~、個室券を係員に呈示して改札を受け、又、下車した際等に使用済みの特別急行券、回数特別急行券、~~特別車両券~~、個室券を係員に引き渡すものとする。

第155条 旅客はあらかじめ係員に申し出てその承諾を受け、所持する普通乗車券、回数乗車券(通学用割引普通回数乗車券を除く。)、特別急行券及び回数特別急行券に表示された着駅又は経路について、第149条第1号に規定する区間変更をすることができる。

- 2 旅客がその所持する普通乗車券、回数乗車券（通学用割引普通回数乗車券を除く。）、特別急行券及び回数特別急行券に表示されている発駅を、着駅に対してその発駅よりも外方となる駅に変更又はその発駅と異なる方向の駅に変更する場合も前項に準じて取り扱う。
- 3 前各項の取扱いをする場合は、次の各号に定める旅客運賃・料金を収受する。
 - (1) ～ (3) 記載省略
 - (4) ~~削除~~回数特別急行券
前号に準ずる。但し、既収料金は割引額を控除しない額を基準として計算する。
 - (5) 特別車両券
第3号に準ずる。

第156条 旅客は、その所持する特別急行券に表示された列車出発時刻前に限り、これを発売する駅（特急券自動発売機でのみ発売する駅を除く。）に差し出してあらかじめ係員の承諾を受け、申し出た時刻において発売できる他の特別急行券に1回に限り変更すること（これを「特別急行券変更」という。）ができる。この場合、手数料は収受しない。

2～8 記載省略

9 ~~削除~~前各項の規定は、回数特別急行券についても準用する。但し、回数特別急行料金の過剰額の払戻しはしないものとする。

第165条 第162条及び前条の規定は、特別急行券、回数特別急行券、特別車両券及び個室券に準用する。

第170条 前条第1項の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券、使用開始前の回数乗車券及び回数特別急行券（指定を受けていないもの）について準用する。但し、定期乗車券は当社が別に定める定期券等払戻取扱駅で取扱い、回数特別急行券発売する駅で取扱うもの（特急券自動発売機でのみ発売する駅を除く。）とし、手数料は、定期乗車券及び、回数乗車券及び回数特別急行券とも1枚（冊）につき220円とする。

~~（回数特別急行券の指定取消し）~~

第172条 ~~削除~~旅客は、回数特別急行券（指定を受けたもの）が不要となった場合、その指定を受けた列車が乗車駅を出発する時刻までにこれを発売する駅（特急券自動発売機でのみ発売する駅を除く。）に差し出したときは、1回に

~~限り指定を取り消し当該券片は未使用として取り扱う。この場合、別に手数料を収受しない。~~

- ~~2 特別車両料金を収受して発行したものについては、特別車両料金を無手数料で払い戻して、回数特別急行券については、前項と同様の取扱いをする。~~
- ~~3 前各項の規定により指定を取り消した当該券片の有効期間は、原回数特別急行券の有効期間にかかわらず、指定を取り消した日から1か月とする。~~
- ~~4 第1項及び第2項の規定は、規則第156条に定める特別急行券変更の取扱いを行った回数特別急行券については適用しない。~~

~~(回数特別急行券使用開始後の特別急行料金の払戻し)~~

第175条の3 ~~削除~~旅客は、回数特別急行券の使用を開始した後、その回数特別急行券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを発売する駅に差し出して、既に支払った回数特別急行料金から、使用済券片数に相当する特別急行料金を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。

~~この場合、旅客は手数料として、回数特別急行券1冊につき220円を支払う。~~

- ~~2 前項において、不要となった回数特別急行券には、第156条の取扱いを行った効力を有する再指定後の回数特別急行券を含む。~~

第176条 旅客は、旅行開始後、次の各号の1に該当する場合であつて、かつその所持する乗車券が有効期間内であるときは、1回に限って、乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数（30日を限度とする。）について、乗車券の有効期間の延長を請求し又は既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払戻しをその旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払戻しを受ける旅客は、手数料として乗車券1枚につき180円を支払う。

(1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき

(2) 国会からの喚問その他これに類する行政権又は司法権の発動によって旅行を中止したとき

2 前項の規定による有効期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についても、これを準用する。

3 定期乗車券、回数乗車券、団体乗車券又は、~~貸切乗車券又は回数特別急行券~~を使用する旅客は、前2項の請求をすることができない。

4～5 記載省略

第187条 特別急行券、特別車両券又は個室券を所持する旅客が、次の各号の1に該当する場合は、その特別急行料金、特別車両料金又は個室料金全額の払戻しを請求することができる。

~~但し、回数特別急行券については、指定区間の回数特別急行券（引換用）の交付、または指定区間の無割引の特別急行料金の払い戻しを請求することができる。~~

(1) 運輸上の支障その他社の責に帰する事由によって、指定された特別急行列車にその全部又は一部を乗車することができなくなったとき。

但し、接続予定列車に変更が生じた場合でも、前途の区間に対して座席（特別車両券を所持する旅客については特別車両の座席、個室券を所持する旅客については個室の座席）の充当ができたときを除く。

(2) 特別急行列車が運行不能又は遅延したため、第182条の規定により発駅まで無賃送還の取扱いを受けたとき

(3) 特別急行列車がその出発時刻に1時間以上遅延したため、当該列車の利用を取りやめたとき、又は到着時刻に1時間以上遅延したとき

2 旅客は、特別急行券、特別車両券及び個室券を購入する又は回数特別急行券に指定を受ける際、特別急行列車が1時間以上遅延すること又は一部区間が不通であることを承諾して購入又は指定を受けた場合は、前項の規定にかかわらず、特別急行料金、特別車両料金、個室料金の払戻し又は指定取消しの請求をすることができない。

~~（回数特別急行券の有効期間の延長又は払戻し）~~

第188条 ~~削除~~回数特別急行券を使用する旅客が、特別急行列車の運行休止により引き続き5日以上使用できなくなった場合は、相当日数の有効期間の延長又は第186条第2号の規定を準用して計算した額の払戻しを請求することができる。

以上